

高知市告示第109号

高知広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年6月3日

高知市長 岡 崎 誠 也

1 都市計画の種類

高知広域都市計画地区計画（春野町弘岡産業団地地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

高知市春野町弘岡下字元弘，字鑑田，字橘谷口及び字蟻谷の各一部

3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課